

中間支援組織の設置 について(案)

令和 4 年 ● 月

江東区

目次

1	中間支援組織とは	2
1-1	中間支援組織が必要とされる背景	2
1-2	中間支援組織の目的	2
2	江東区における中間支援組織の位置づけ	3
3	検討経緯	4
4	運営・機能	5
4-1	運営主体	5
4-2	名称	5
4-3	整備すべき機能	5
4-4	場所	6
4-5	事業形態	6
4-6	運営	6
4-7	活動センターと区の役割分担	7
5	今後の課題	9
	参考資料	10
1	名簿	10
2	要綱	13
3	会議開催経緯	19

1 中間支援組織とは

中間支援組織とは、団体・区民との協働による取組を着実に進めるため、地域と区との仲介役として、様々な地域貢献活動を行う団体（以下「地域貢献活動団体」といいます。）、区民等を中立的な立場で支える組織です。

1-1 中間支援組織が必要とされる背景

平成10年に社会貢献活動を行う団体の法人格取得について定めた特定非営利活動促進法（NPO法）が施行されました。その後、NPO法人は増加し、ボランティア団体や民間非営利の公益活動団体による市民活動が広がりました。

平成23年には、東日本大震災が発生し、ボランティアや企業をはじめ、NPOや国際的に活動を展開しているNGO（非政府組織）等の地域貢献活動団体による被災地への活動支援が注目され、活動団体の迅速性、専門性が大きな役割を果たしました。

江東区では、福祉、まちづくり、環境、教育など、地域貢献活動団体による地域貢献活動分野は多岐にわたり、地域社会を支える重要な組織となっています。

地域社会が抱える様々な課題を解決するためには、これまでの行政や企業によるサービスだけでなく、地域貢献活動団体や区民が主体となって、行政・企業等と協働して課題解決に取り組むことが必要です。

一方で、地域貢献活動団体や区民が行政・企業等と協働するための情報や、協働のための手法が十分とはいえず、また財政基盤や組織体制など、運営上の課題を抱えている団体も多く存在しています。

こうしたことから、地域貢献活動団体や区民が行政・企業等と協働して地域課題を解決していく取り組みを総合的に支援するため、中間支援組織が果たす役割は非常に大きくなっています。

1-2 中間支援組織の目的

地域課題が多様化、複雑化する中で、特に行政だけでは解決できない分野において、地域貢献活動団体、区民、行政、企業間のコーディネート等を担うことを目的としています。

また、区民が当事者として多様な団体と地域課題解決に向けて参画できるよう支援していきます。

2 江東区における中間支援組織の位置づけ

江東区長期計画（令和2年3月策定）では、計画推進の3つの視点の1つとして、協働の視点に立った課題解決が挙げられています。

地域活動の担い手の高齢化・固定化や価値観の多様化、住民間のつながりの希薄化、それに伴う高齢者等社会的弱者への見守りの担い手の不足等、地域社会を取り巻く環境は大きく変化し、その課題が複雑化、多様化する中、江東区基本構想（平成21年3月策定）に掲げた区の将来像「みんなでつくる伝統、未来 水彩都市・江東」を実現するために、地域貢献活動団体や区民等が主体となり、協働を積極的に推進して、地域課題の解決と発展に取り組むことが不可欠です。

こうしたことから、区では、平成22年3月に策定した「江東区における区民協働推進に関する基本的考え方」に基づき、対等性、相互理解、評価の基本的姿勢で協働に取り組んでいます。

また、江東区長期計画「計画の実現に向けて」では、「実現1 開かれた区政と区民の参画・協働の実現」の取組方針「(2)区民参画と協働の推進」において、地域課題の官民連携による解決、協働の担い手の育成、各主体同士のネットワーク構築など、団体活動の活性化に向けた取組の推進を規定しています。

こうした中、地域貢献活動団体や区民の能力を最大限に引き出すためには、関係者（団体）間の連携を強化し、ネットワークを構築していく必要があることから、区では協働を推進するための環境整備として、中間支援組織の検討を進めてきました。

このほか、江東区長期計画の「計画の実現に向けて」に示された内容を実現するための区政運営管理に関する実施計画として、江東区行財政改革計画（令和2年3月策定）が定められています。中間支援組織については、同計画「9 協働社会をつくるための人材づくり」において、市民団体等と行政との連携・協働をコーディネートする中間支援組織の早期整備を推進するとしています。

3 検討経緯

区では、中間支援組織の設置に向けて、平成23年度から検討を進めてきました。

平成23年度には、全庁的に協働を推進する組織として設置された江東区協働推進検討委員会幹事会（区職員8名、江東区区民協働推進会議委員1名、NPO法人2名、江東ボランティア連絡会2名、江東ボランティア・センター1名で構成）において江東区に中間支援組織は必要であると結論づけたほか、必要な機能、運営主体が備える条件等を整理し、「江東区中間支援組織について（検討結果報告書）」をまとめ、区長に報告しました。

平成24年度には、江東区協働推進検討委員会幹事会の委員に学識経験者、公募区民を加えた新たな検討組織として江東区協働推進中間支援組織検討委員会（区職員6名、江東区区民協働推進会議委員2名、公募区民2名、NPO法人2名、江東ボランティア連絡会2名、江東ボランティア・センター1名で構成）を立ち上げ、中間支援組織の具体的な活動内容や運営方法等を検討し、「江東区協働推進中間支援組織（仮称）市民活動推進センター整備にあたっての論点整理。（以下「論点整理」といいます。）」をまとめ、区長に報告しました。

平成25年度には、中間支援組織の整備について江東区長期計画に反映するため、庁内の検討組織である「江東区協働推進検討委員会（区職員13名（地域振興部長及び区課長級職員12名で構成）」を立ち上げ、中間支援組織が備えるべき機能や運営主体を具体的に検討し、「江東区協働推進中間支援組織（仮称）市民活動推進センターのあり方について（意見まとめ）。（以下「意見まとめ」といいます。）」を区長に報告しました。

平成26年度から令和2年度までは、「意見まとめ」で運営主体として結論付けた江東区社会福祉協議会と区（地域振興部）において中間支援組織の具体化に向けた話し合いを継続してきました。

令和3年度から令和4年度においては、江東区協働推進検討委員会（庁内部長級職員14名で構成）、同委員会の実務検討主体として江東区協働推進検討委員会幹事会（課長級職員15名で構成）を立ち上げました。これらの庁内会議において中間支援組織の具体化に向けた検討を進めるほか、江東区区民協働推進会議においても中間支援組織について、令和3年9月から令和4年度までに計●回協議しました。

これらの検討事項を踏まえ、令和5年4月に中間支援組織の設置を目指します。

4 運営・機能

4-1 運営主体

中間支援組織の運営主体は、論点整理により整理された運営主体に求められる評価項目である①事務局体制、②資金調達、③活動状況理解、④中立的の4項目において高い評価を受けた江東区社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」といいます。）とし、江東ボランティア・センターの持つボランティア（個人・団体）支援機能と合わせて運営していきます。

4-2 名称

江東区の中間支援組織の名称は、（仮称）江東区ボランティア・地域貢献活動センター（以下「活動センター」といいます。）とします。

4-3 整備すべき機能

整備すべき機能は、次の6点とします。

(1) 地域貢献活動に関する情報の収集・再整理・発信

地域活性化に資する様々な活動状況やイベント、新たな地域貢献活動など各種情報を把握・収集し再整理するとともに、これらの情報を地域貢献活動団体、区民等に提供します。

情報交換スペースを設置し情報提供を行うほか、コミュニティ活動支援サイト（ことこみゅネット）による地域貢献活動団体の情報発信の支援のほか、広報紙の発行、SNS やメール等で情報を発信します（マッチング含む）。

(2) 交流機会の創出

地域貢献活動団体同士の交流、連携の機会を創出します。定例的な連絡会やイベントの開催により、団体間の情報交換やネットワーク構築を推進します。

(3) 連携・協働のコーディネート

地域貢献活動団体、区民、区、企業とのマッチングを行います。区との協働事業の実施に当たり相談の窓口となり、一定の調整のうえ区の関係所管へつなぐほか、各団体の登録、依頼受付、紹介を行い、活動が進むようにコーディネートします。

(4) 地域貢献活動への支援・相談助言（環境整備、人材育成）

企業、地域貢献活動団体、区民からの各種相談に対し、助言を行うほか、法人格の取得など特に専門性の高い事案については適切な組織へつなぎ、企業や団体の地域貢献活動に対して支援・調整します。

また、支援の一環としてセミナーを実施します。

(5) 活動場所の提供

地域貢献活動団体が使用できる会議室を提供します。

(6) 助成金等に関する支援

地域貢献活動団体が、活動資金を得るための助言機関の紹介、各種助成金等の案内等、自立して活動をしていくための資金確保を支援します。

4 - 4 場所

活動センターは、下記の場所に設置します。

江東区東陽 6 - 2 - 1 7 江東区社会福祉協議会内

4 - 5 事業形態

活動センターの事業は、区からの委託とします。

4 - 6 運営

(1) 組織体制

活動センターには、所長、次長以下職員（非常勤職員含む。）を置くこととし、現行の江東ボランティア・センター職員の活用を基本に、体制の充実、強化を図ります。

(2) 事業運営

活動センターの事業運営に当たっては、既存の会議体である地域貢献活動団体や個人ボランティアで構成する江東ボランティア連絡会の定例会等を活用し、利用団体、利用者等の各関係者の意見を幅広く活動センターの運営に反映させる仕組みを構築します。

(3) 評価体制

活動センターの運用状況については、第三者機関による評価を行い、その評価結果を踏まえ、より良い運営やサービスの提供等に活かしていく必要があります。

活動センターの第三者評価は、江東区区民協働推進会議が実施し、その評価を踏まえて事業内容の見直しを随時行います。

4-7 活動センターと区の役割分担

本区の協働の推進については、活動センターが担う部分と引き続き区が担う部分があります。

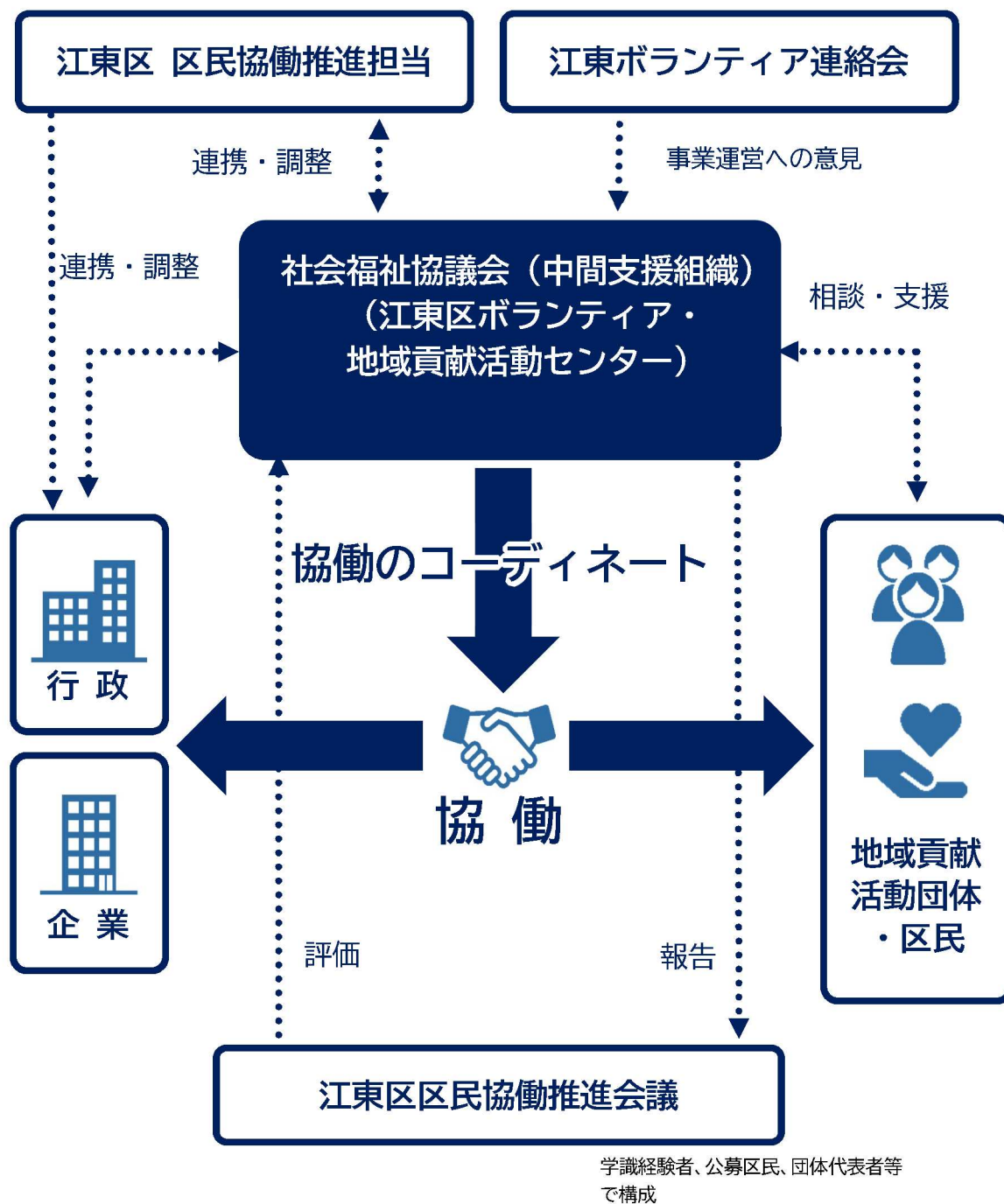
既存のボランティア・センター機能や区と協働したい地域貢献活動団体の窓口、団体への助成金等の相談対応などは活動センターが担い、地域貢献活動団体と区内関係所管課とのコーディネート、協働事業提案制度の実施、江東区区民協働推進会議の事務局等は、引き続き区が担うこととします。

活動センターと区は、相互に協力しながら区民協働を推進していきます。

【役割分担表】

機能	活動センター	区
情報の収集・再整理・発信	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報紙の発行 ・ SNSやメール配信 ・ コミュニティ活動支援サイト「ことこみゅネット」の管理 ・ 地域貢献活動に関する情報収集、整理 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援、連携
交流機会の創出	<ul style="list-style-type: none"> ・ 連絡会やイベントの開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援、連携
連携・協働のコーディネート	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協働事業提案制度の受付窓口 ・ 関係者（団体）間のマッチングや連絡調整 	地域貢献活動団体と区内関係所管課とのコーディネート、協働事業提案制度の実施、江東区区民協働推進会議の事務局等
地域貢献活動への支援・相談助言	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般相談・専門相談 ・ 講座、セミナーの開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援、連携
活動場所の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会議室の貸出 	
助成金等に関する支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 助成金情報の提供 ・ 申請手続き支援 	

【協働推進体制イメージ図】



【役割】

行政・企業・・・活動のための資源を提供する

地域貢献活動団体・区民・・・支援活動を行う

活動センター・協働担当・・・各主体の調整を行う

江東区区民協働推進会議・・・活動センターの評価・助言を行う

江東ボランティア連絡会・・・活動センターの事業に対する提案を行う

5 今後の課題

(1) 運営・機能の見直しについて

今後、活動センターによる地域貢献活動団体、区民、区、企業のコーディネートが進んでいく中で、現在区の役割である、地域貢献活動団体と庁内関係所管課との調整を活動センターが担うなど、活動センターの運営・機能について、区が活動センターと見直すことも検討していきます。

参考資料

1 名簿

(1) 江東区区民協働推進会議委員

	氏名	所属
1	枝見 太郎	一般財団法人 富士福祉事業団 理事長
2	大島 隆代	早稲田大学 人間科学部准教授
3	新田 英理子	一般社団法人SDGs 市民社会ネットワーク 事務局長
4	野村 充	公募委員
5	木村 千瑛	公募委員
6	中安 敬子	NPO法人マザーツリー自然学校 理事長
7	石塚 めぐみ	東京中小企業家同友会江東支部 副支部長
8	榎本 直樹	社会福祉法人 江東区社会福祉協議会 江東ボランティア・センター所長
9	山口 遥	公益財団法人 江東区文化コミュニティ財団 管理課長
10	堀田 誠	地域振興部長

(2) 協働推進検討委員会・幹事会

【検討委員会委員】

1	委員長	地域振興部長	堀田 誠
2	副委員長	政策経営部長	長尾 潔
3	委員	総務部長	綾部 吉行
4		区民部長	老川 和宏
5		福祉部長	武越 信昭
6		障害福祉部長	岩井 健
7		生活支援部長	市川 聡
8		健康部長	北村 淳子
9		こども未来部長	油井 教子
10		環境清掃部長	石井 康弘
11		都市整備部長	炭谷 元章
12		土木部長	杉田 幸子
13		教育委員会事務局次長	杉村 勝利
14		江東区社会福祉協議会事務局長	伊東 直樹

【幹事会】

1	幹事長	地域振興部区民協働推進担当課長 (地域振興課長兼務)	加川 彰
2	副幹事長	政策経営部企画課長	大塚 尚史
3	幹事	政策経営部財政課長	保谷 俊幸
4		総務部総務課長	岩瀬 亮太
5		区民部区民課長	河野 佳幸
6		福祉部福祉課長	山崎 岳
7		障害福祉部参事 (障害者施策課長事務取扱)	大江 英樹
8		生活支援部医療保険課長	堀 貴美子
9		健康部健康推進課長	干泥 功夫
10		こども未来部こども家庭支援課長	鳥谷部 森夫
11		環境清掃部温暖化対策課長	関戸 佳子
12		都市整備部都市計画課長	立花 信行
13		土木部参事(管理課長事務取扱)	伊藤 裕之
14		教育委員会事務局庶務課長	星名 剛
15		江東区社会福祉協議会事務局 総務課長	西野 裕音

2 要綱

(1) 江東区区民協働推進会議設置要綱

江東区区民協働推進会議設置要綱

平成22年4月1日

(設置)

第1条 江東区における町会・自治会、ボランティア、NPO等団体や事業者とともに地域課題の解決に取り組む協働を推進するため、江東区区民協働推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 協働 江東区の地域課題の解決又は地域の発展について、町会・自治会、ボランティア団体、NPO法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。）、社会貢献活動を行う事業者その他の営利を目的としない公益的な活動を主体的に行う団体（以下「公益活動団体」という。）と区が、協力して取り組むことをいう。
- (2) 協働事業提案制度 地域課題の解決又は地域の発展を図るために、公益活動団体から、区と協働で取り組む事業の提案を区長が受ける制度をいう。

(所掌事項)

第3条 推進会議は、次の事項について協議する。

- (1) 協働事業提案制度による事業の選考及び評価に関すること。
- (2) 協働を推進するための施策に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が協働を推進するために必要と認める事項

(組織)

第4条 推進会議は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱又は任命する15名以内の委員をもって構成する。

- (1) 学識経験者

- (2) 社会福祉法人江東区社会福祉協議会江東ボランティア・センター所長
- (3) 公益財団法人江東区文化コミュニティ財団管理課長
- (4) 公募により選任された区民
- (5) 地域振興部長
- (6) 前各号に掲げる者のほか、区長が必要と認める者
(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日からその日の属する年度の翌々年度末までとし、再任を妨げない。

- 2 委員の欠員により補充する委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
(会長及び副会長)

第6条 推進会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときは、その職務を代理する。
- 4 会長及び副会長に事故のあるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(運営)

第7条 推進会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要に応じて推進会議に委員以外の者の出席を求め、又は他の方法で意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 推進会議の庶務は、地域振興部地域振興課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(任期の特例)

2 平成25年度に委嘱される委員の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、委嘱の日から平成26年度末日までとする。

(2) 江東区協働推進検討委員会設置要綱

江東区協働推進検討委員会設置要綱

令和3年9月1日

3江地地第781号

(設置)

第1条 区と区民及び公益活動団体との協働を推進する施策を総合的に検討するため、江東区協働推進検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公益活動団体 町会、自治会、ボランティア団体、NPO法人(特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。）、社会貢献活動を行う事業者その他の営利を目的としない公益的な活動を主体的に行う団体をいう。
- (2) 協働 区、区民及び公益活動団体が、江東区の地域課題の解決又は地域の発展を目指して協力して取り組むことをいう。
- (3) 中間支援組織 区、区民及び公益活動団体が協働をするに当たって、中立的な立場から、区、区民及び公益活動団体の仲介、調整等を行う組織をいう。

(所掌事項)

第3条 委員会は、次の事項について所掌する。

- (1) 協働を推進する施策に関すること。
- (2) 中間支援組織の具体的な役割、運営方法等に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、委員長が必要と認める事項

(組織)

第4条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は、地域振興部長をもって充てる。
- 3 副委員長は、政策経営部長をもって充てる。

4 委員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

(運営)

第5条 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、又は他の方法で意見を聴くことができる。

(幹事会)

第6条 委員会における協議に必要な事項を調査及び検討するため、委員会に幹事会を置くことができる。

2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成する。

3 幹事長は、地域振興部区民協働推進担当課長をもって充てる。

4 副幹事長は、政策経営部企画課長をもって充てる。

5 幹事は、別表第2に掲げる者をもって充てる。

6 幹事長は、必要に応じて幹事会を招集し、会務を総理する。

7 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事会に幹事以外の者の出席を求め、又は他の方法で意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会及び幹事会の庶務は、地域振興部地域振興課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

(江東区協働推進中間支援組織検討委員会設置要綱の廃止)

2 江東区協働推進中間支援組織検討委員会設置要綱（平成24年3月19日
23江地地第2264号）は、廃止する。

別表第1（第4条関係）

総務部長、区民部長、福祉部長、障害福祉部長、生活支援部長、健康部長、
こども未来部長、環境清掃部長、都市整備部長、土木部長、教育委員会事務局
次長、江東区社会福祉協議会事務局長

別表第2（第6条関係）

政策経営部財政課長、総務部総務課長、区民部区民課長、福祉部福祉課長、
障害福祉部障害者施策課長、生活支援部医療保険課長、健康部健康推進課長、
こども未来部こども家庭支援課長、環境清掃部温暖化対策課長、都市整備部都
市計画課長、土木部管理課長、教育委員会事務局庶務課長、江東区社会福祉協
議会事務局総務課長

3 会議開催経緯

開催	会議体	主な議題
令和3年 9月14日	令和3年度第3回 区民協働推進会議	<ul style="list-style-type: none"> ・提案制度に関するアンケート結果報告 ・中間支援組織の検討経緯 ・見直しスケジュール
令和3年 9月22日	令和3年度第1回検討 委員会及び同幹事会	
令和3年 10月19日	令和3年度第2回 幹事会	
令和3年 10月27日	令和3年度第2回 協働推進検討委員会	
令和3年 11月11日	令和3年度第4回 区民協働推進会議	
令和3年 12月21日	令和3年度第3回検討 委員会及び同幹事会	<ul style="list-style-type: none"> ・提案制度の見直し及び中間支援組織の設置に関する素案の提示
令和4年 1月12日	令和3年度第5回 区民協働推進会議	
令和4年 4月11日	令和4年度第1回 幹事会	<ul style="list-style-type: none"> ・提案制度の見直し及び中間支援組織の設置に関する素案の見直し案の提示
令和4年 4月19日	令和4年度第1回 協働推進検討委員会	
令和4年 4月28日	令和4年度第1回 区民協働推進会議	